

事業主 殿

大阪労働局長登録教習機関（登録第1号）
 公益社団法人 大阪労働基準連合会
 堺労働基準協会

安全衛生推進者養成講習の開催 ご案内

安全衛生推進者養成講習を下記のとおり開催いたします。

事業者は常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場ごとに、安全衛生法第12条の2、同規則第12条の3の規定により安全衛生推進者もしくは衛生推進者を選任し、法第10条第1項の各号の業務を担当させなければなりません。本講習は上記の安全衛生推進者を養成するための講習です。この講習は、安全衛生の基本になる講習です。安全管理者・衛生管理者の業務を一部代行している方、安全委員会・衛生委員会のメンバーは、法の要求事項、法遵守を実行する意味からも是非、この機会に受講されますようご案内いたします。

記

- I. 講習日時 学 科 令和 8年 5月26日(火) 12:50 ～ 17:30 (30分前から受付開始)
 5月27日(水) 9:00 ～ 16:45
- II. 会 場 堺労働基準協会会議室 堺市堺区中安井町3丁4-11 (旧大和産業ビル2階)
- III. 講習科目
- | | |
|---|-----|
| 安全管理 (安全衛生推進者の役割と職務、安全活動、
労働災害の原因の調査と再発防止対策) | 2時間 |
| 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 | 2時間 |
| 関係法令 (労働安全衛生法、労働者派遣法、その他関係法令) | 2時間 |
| 安全衛生教育 (安全衛生教育の方法、作業標準の作成と周知) | 1時間 |
| 健康の保持増進対策 (健康診断、労働衛生統計、労働生理、健康教育) | 1時間 |
| 作業環境管理および作業管理 (作業環境測定、作業環境改善、
作業方法の改善、労働衛生保護具) | 2時間 |
- IV. 講習費用 1名16,830円 (受講料 15,400円(税込) テキスト 1,430円(税込))
- V. 申込手続
- ①受講申込書 (事前に堺労働基準協会ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入後協会へ持参、又は、郵送してください)
 - ②写真1枚 (サイズ 3.0cm×2.4cm、6ヵ月以内に撮影、上三分身正面脱帽、背面无地、裏面に氏名を記入し申込書にのりづけしてください)
- VI. 申込先 堺労働基準協会 *〒590-0063 堺市堺区中安井町3-4-11 旧大和産業ビル2階
- ①振込先：三井住友銀行 堺支店 普通預金 0961938 堺労働基準協会
 - ②申込後1週間以内に受講料全額を振込み下さい。
 - ③入金確認後、テキスト・受講票は、着払いで送ります。
***協会へ直接申し込みに来られる方は、前日に協会へ連絡ください。**
- VII. 定 員 40名 (定員になり次第締めきります)
- VIII. 申込期間 令和8年4月30日(木)まで
- IX. その他
- *受講申込み後、キャンセル、当日欠席されても受講料は返金いたしません。
 - *受講時には、受講票、テキスト、筆記用具(鉛筆、消しゴム等)、印鑑を持参して下さい。
 - *学科会場には駐車場はありません。公共交通機関を利用して下さい。
 - *昼食は各自で済ませて下さい。
 - *全講習時間を受講された方に修了証を発行いたします。
 - *受講者の講習期間中の災害事故については、当協会は一切関知いたしません。
 - *ご不明なことがありましたら堺労働基準協会 (072-233-5396) へ連絡下さい。